

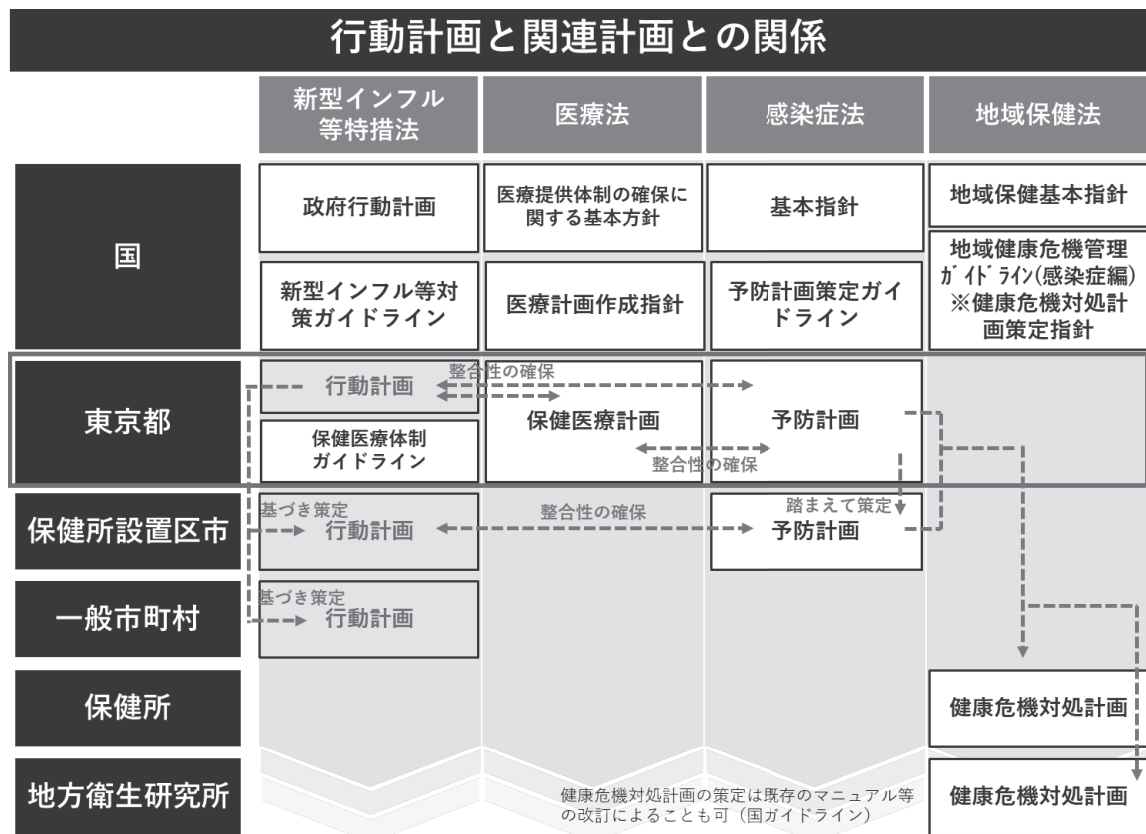
第1部 基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

1 根拠

本行動計画は、特措法第7条の規定に基づき策定する計画である。

なお、本行動計画は、予防計画及び医療計画⁴との整合性の確保を図っている⁵。



2 対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）

ア 新型インフルエンザ等感染症⁶

イ 指定感染症⁷（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

⁴ 感染症法第10条第8項。同条第1項に規定する予防計画（都においては「東京都感染症予防計画」）は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に規定する医療計画（都においては「東京都保健医療計画」）及び特措法第7条第1項に規定する都道府県行動計画との整合性の確保を図らなければならない。

⁵ 感染症法第10条第8項及び医療法第30条の4第13項

⁶ 感染症法第6条第7項

⁷ 感染症法第6条第8項

ウ 新感染症⁸（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

3 計画の基本的な考え方

- （1）政府行動計画に基づき、都における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や都が実施する対策を示すとともに、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性をも想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性の強弱等の様々な状況下で対応ができるよう、対策の選択肢を示す。
- （2）国、都、区市町村、医療機関、指定（地方）公共機関、事業者及び都民の役割を示し、区市町村や事業者の新型インフルエンザ等の対策が緊密に連携して推進されるようにする。
- （3）都の地理的な特徴、高い人口密度、国際社会の経済ハブとしての機能、発達した交通網、周辺部からの通勤・通学者の流入、国内・国外からの旅行者の往来等の社会状況、医療提供体制の状況等も考慮しつつ、各種対策を総合的、効果的に組み合わせてバランスの取れた対策を目指す。
- （4）新型インフルエンザ等への対策と併せて新型コロナ対応の具体例を掲載することで、新型コロナ対応で積み重ねた知見・経験を都のみならず、関係機関や都民等とも共有し、今後発生し得る未知なる感染症の危機に備える。

4 計画の推進

本行動計画には、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れていく。

また、新型インフルエンザ等の発生に備え、都や関係機関、都民等について、平時から教育・訓練・啓発の実施などを通して対応能力を高めるとともに、機動的に計画を検証し、必要に応じて修正を行っていくこととする。

5 計画の改定

本行動計画の改定に当たっては、学識経験者（感染症又は法律）、医療関係団体、弁護士、事業者団体、労働者団体、保健所等の代表等からなる「東京都新型インフルエンザ等対策有識者会議」に意見を聴き、行う。

⁸ 感染症法第6条第9項